

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

## 第1 基本方針

- ・輸出国における本病の発生状況、発生リスク等に関する情報に基づく輸入検疫及び反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料等の給与禁止措置を確実に実施することにより、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査及び当該検査に基づく措置を的確に実施することにより、まん延防止を図ることが重要。
- ・すべての関係者が一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の的確な実施のための体制を整備するとともに、発生時において迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう危機管理体制を構築。

## 第2 防疫措置

- ・家畜の所有者、獣医師等に対し、農場段階において進行性の臨床症状を呈した牛等を発見したときは、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう周知し、立入検査等において家畜防疫員が異常牛であると判断した場合にあっては、疑似患畜として本病の迅速診断検査を実施。
- ・迅速診断検査の結果が陽性である場合にあっては、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付し、確定検査を実施。
- ・24か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師等に対し、その旨を速やかに家畜保健衛生所に届け出るよう周知し、届出があった死亡牛について、本病の迅速診断検査を実施。
- ・と畜検査における本病のスクリーニング検査の結果が陽性である場合にあっては、出荷農場の所在する都道府県畜産主務課は、直ちに出荷農場を特定し、当該出荷農場における移動の自粛の要請、導入元関連農場の特定等の疫学調査などを実施。
- ・患畜発生農場等においては、疑似患畜の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要な防疫措置を実施するとともに、当該農場等における牛の飼養状況、給与飼料等の疫学情報を収集。
- ・と畜検査の結果、本病と確定診断された場合にあっては、家畜防疫員は、と畜検査員と連携し、と畜場の設置者等が行うと畜場の消毒及び患畜の焼却を確認。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

## 第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行うため、牛個体識別台帳の情報を適切に活用。